

お尋ね

先りしは電令に依り今日

兵柴氏之来着ヲ待テ政

府解決ノ方案ニ付  
為地ノ

川島初メ有志ヲシテ其ノ

案ニ服セシメ互ニ角解決

ノ上情有仕成同氏ノ来連

ヲ待テ居ル次第ニ以テ之ハ

満蒙界事ノ件ニ付テハ

川島手筋ノ者ノ外石本ニ

於テモ多年ノ計畫ニ  
基ツキ

之レハ専ラ蒙古ニ於テ了ラシ

界ニケントソレゾレ準備ヲ圖ハ

別紙作戰方法ニ基ツキ  
方ニ

了ヲ界ケントスル者夜何



別紙作戦方法ニ基ツキ  
方:

予ヲ罾ケントスル者夜何

等ノ豫告モナク長春領事

官ニ於テ警告亦及ビ日本軍

隊ノ威カヲ以テ之レカ中止

命シ之レヲ無理ニ解散セ

シメントシタル為メ石本:

モ面目ヲ失シ其ノ信用

全ク地落ケル次女ト相成リ

身体病ニ罹リ或ヒハ部下

ハ千回石ノ日本人ヲシテ  
者自

○大正五年八月五日正午

在連大和ホテニ於テ石本鑑

太郎氏陳述 聴取書

○罾ケテ其ノ基圖

抑モ罾ケテ起リハ才一革命ノ時

年ヲ附ケ始メタルモノニシテ其ノ理由

ハ吾カ日本帝國ノ政治ハ同所以來

帝政ニシテ支那ノ政治モ亦古來

抑も學子ノ起リハ一革命ノ時ヨリ  
年ヲ附ケ始メタルモノニシテ其ノ理由  
ハ吾カ日本帝國ノ政治ハ同所以來  
ニ帝政ニシテ支那ノ政治モ亦太古來  
ヨリ帝政ナルガ如クニ支那ノ國民性ハ  
昔モ此ルベキ激ゲレキ個人的社會  
主義者ト旨トスルモノナルカ故ニ萬一  
此ノ國ノ政治一朝ニシテ共和政治ニ  
シテ體セシカ果シテ支那ノ為メニ不幸  
ナレバシテスル事テ隣邦ノ吾カ帝  
國ニ如何ナル國災ノ波及シ来ラニヤ  
知ルベカウカ之レ由ク教キ大事也ト  
思ウ由ニ述ニ支那ハ共和政治ヲ  
敷クコトトナウタノテアル  
茲ニ於テカ自分ハ先ツ吾カ帝國  
ノ安固ヲ念フ心ヨリシテ支那ノ共和  
ヲ打破シ再び清朝ヲシテ帝政ヲ  
取ラシメント志ガシ先ツ其家古ノ邦  
即王ヲ始メトシ各王ニ後クニ

支那ハ共和政治ヲ可トシテ義  
ハシラ送ルハハ貴王等ノ土地  
ハ取ラシメテ後ハ斷セラレ洵ニ  
悲惨ナル境遇ニ沈淪スルコトハ  
定ナレハ今ノ内ニ清朝ヲ復辟シ  
貴王等ノ地位ノ安固ヲ新ツテハ  
如何ニ

ト貴大札布ナル者等ヲシテ專心説

貴王身ノ地位ノ安固ヲ新ツテハ  
如何ニ

ト貴大札布ナル者等ヲシテ専心詭  
カシメシムルニ幸ヒニシテ那郡王ヲ始  
トシ七王ノ楚成スル所トナリ一方  
西チヨシト王ノお地ヲ抵當ニ茲千春  
ナル者ヲ送ツテ洋銀三万円ヲ貸  
シ与ヘ一兩夕一方那郡王ノお地ヲ抵  
當ニ大借額ヲ起サシメシ終ニ大  
ヒニ清朝復辟ノ準備ニ取リ掛  
ツタノテPワタ

那郡王お地抵當ニ借額云々  
一件ニ関スル一切ノ書類ハ外務  
省ニPリ

昨大正四年六月ニ貴台札布ヲ固  
伴上京シ大隈首相、加藤外相、  
外務事務局長トトシ親シク面謁  
シ此ノ事等ノ終ヲ進メシニ非常  
ニ賛成セラレ又一面田中奏津次長  
ニモ面會シテ其ノカサニ可成ク陳述  
セシニ田中次長ハ曰ク

蒙古各王ニ左様ト連絡ヲ取ラレ  
シハ何ヨリモ結構ナト云々●他日  
國家ノ大事ニ必要ナルヘク其ノ  
連絡ヲ固メ置カレタシ  
トノエトテPワタノ事自分ハ大ヒニ  
喜ビニ喜ガニガノテPワタ

國家ノ大事ニ必要ナルベク其ノ  
連絡ヲ固メ置カシメシ

トノエトテアツタノテ自分ハ大ヒニ  
勇ニ喜ビテアツタノテアツタ

### ○支那政向ノ變化ト擧

#### アノ進歩

斯クテ素ノ私案ヨリ支那ハ大  
政争ノ起ツテ来タ自分ハ此時  
コソ多年ノ官初メテ去スル時ナリ  
ト思ツタノテ先ハ蒙古王公許リ  
テハ名命カ立テ難ヒノテ清朝  
自皇族ノ同意ヲ待ベク廿九年春ヲ  
シテ軍動セシメテ結果醇親王  
ニハ非常ニ喜ビ且ツ大賛成セシ  
レタノテアツタソレテ此ノ舉中ニ  
對スル清朝復辟スベク其任状  
ヲ一等伯即榮勳ニ與ヘ茲ニ  
アノ舉ヲ根柢成リ續テ各地ノ  
連絡ヲ圖ルベク北ハ朝鮮ニ

東北ハバイラルノ將軍 キヨケイタイ

吉林、長春、方面ノ旗人ヲ始メト

シ現在任官滿洲出身ノ文武百

官ヲ選キ此レ等ノ徒ノ多ク

成ヲ得、一方、伊通州、馳屯軍

中ラ南嶺ニル根固銃隊、砲

レ現在在任官滿洲出身ノ文武百

官ヲ任キ此レ等ノ徒ノ多クノ

成ヲ得、一方、伊通州ノ馳屯 贊

中ラ南嶺ニル振國銃隊、砲

兵隊ノ一部、長春方面ニル

出警ノ一隊ハ百名許リノ大勢力

其外南方各地ヤ馮、張將軍

等ノ同意ヲ得シテ、ハ、ハ

斯リテ エ、ス、王、地、領、分、ニ、奈、シ

懷、德、縣、ニ、出、テ、奉、化、鄭、家、也

等ヲ占領シテ、ハ、フ、チ、ヤ、フ、ラ、討

伐セントスル、吳、將軍ノ背後ヲ

突キ向ヒテ、北、京、ニ、至、シ、ル、目、的、ニ

テ進ミ、亦、夕、蒙、古、王、ノ、額、公、節

ハ、イ、ン、ノ、背、後、ニ、進、ミ、ハ、フ、ー

ノ後、後、ノ、憂、ハ、チ、ヤ、ウ、ニ、シ、此、ノ

兵力五萬、已、ニ、巴、軍、ニ、至、ツ、ラ、居

ルニテ、ア、ル

以上ノ如ク、レ、レ、レ、レ、各、方、面、ノ、連、絡

全ク、タ、ク、取、レ、ル、界、ニ、火、蓋、ヲ、切、ル

トシテ、レ、レ、レ、レ、今、日、ニ、至、ツ、タ、ノ、テ、ア、ル

今、現、ニ、出、テ、了、ル、ニ、從、フ、者

日本人 十四名  
支那人 六名

今更に... 然る者

日本人 十四名

二人 亦る名

今日の... 費用... 諸君  
スルコト

金十七万円也

テプル

以上

白装束をぬき 割腹して

其ノ中... 或ヒハ

自分か... 差違へ死ス

ルトカ 或ヒハ 暴徒ノ起ルコト

任力也

彼等か其ノ夜... 館ヲ

包圍... 燐弾ヲ投ゼン

種々ナル... 其ノ

夜ヲ明カセ... 元来

が政府ノ... 着手

今日政策

変更ヲ生じタル折柄 (對滿)

蒙政 斯カルヲ... 指令

自分等ノ...

しよるしよるといふも今日政策

変更ヲ生じタル折柄(對滿

蒙政)斯カルヲアおスハ後令

自介等ノ面目ヲ主ワルコトヲ

得タリトテ日本國家ノ不利

トナルヤモ知ラス殊ニ侯爵ノ

政策ヲ阻害スルコトアリテハ

相不濟トテ一時ハ後ヲ看シ

テ之レヲ忍ブコトニ相成

後始末ニ甘非膏ノ困難モ

可有之其ノ他筆紙ニ尽シ

難キヲ情モ右之ハ其ノ然レハ

明日ノ便船ニテ上る事スル

勸誘シ後始末ハ其ノ定

事ヲシテハ衛ニ當ラシメテ

ヤ宇備隊兵隊部ヲシテ

其ノ衛ニ當ラシムルコトト改

シルモ石本ハ元來危口ノ



中宇備隊矢謀部ヲシテ

其ノ術ニ當ラレムコトト以

シルモ石本ハ元來危口ノ  
方ニ

ハ、昔中々ノ不言定行

宗ニ指云らるハ侯爵ニモ

以テ之ノ事ト存在ハ百回氏

参伺信ハ節ハ以合ハノ  
上

可然ハ慰メ置キ  
可外下ハ

川島ト云ヒ石本ト云ヒ皆

了ノ方法ニ於テハ異ナル處  
プリント

多ク其ノ精神ニ於テ一ツニシテ

畢竟日本國家ノ大策ヲ案出

シ北方ノ大國防ニ資セシカ者

ノ計畫ニシテ亦ク川島ハ頼ミ

トシテ肅王ハ清朝復辟ノ忠

魂ニ其エギ思念ハラル計畫ハ

理由如何ナルコトプリントスルモ此ノ

際時概ヲ過ラレシカ者メ

遂ニ

魂ニ其<sup>ヅ</sup>キ思念<sup>ル</sup>タル計畫か  
理由如何ナルコトアリトスルモ此ノ  
際時機ヲ過ラレシカ爲メニ  
遂ニ

満蒙独立ノ案ヲ擧ケルコト能  
ハルニ至リレハ意恨骨髓ニ至  
レルハ身ヲ以テ彼ノ地位ニ置ケル  
洵ニ同情、堪ヘサル次第ニ

多ク了ラズテ端ノ折柄ニハハ共  
以テ其<sup>ル</sup>

満蒙ノ件 一度遂其ノ  
日コシ

キヲ得ガレハ放棄ニ對シ政  
府改政ノみメ属強ナル利害

ヲ与フルコトト相成ルヲ洵ニ  
遺

憾ノ極ニ至リ重なる  
候高ノ

政策ヲ重シズルト同時ニ  
当地

ノ現状ニ鑑ミ成ルベク最善

ノ法ヲ尽クシ解決ノ道ヲ  
得

度ク苦慮死志  
一色ニ用

政府ヨリノ決定案ヲ案氏

一法ヲ尽クシテ解決ノ道ヲ得

度ク苦慮ニ至ルハ 巨ニ用

政府ヨリノ決定ニ案ヲ案氏

ニ能ク携帶ヲ来連致スル

其ノ日ノ一日モ早カラシム大

仕ハ 川島、石井両氏ノ關係

了頭ニ致シハ帰京ノ上禮シ

言上仕ルニク存存ハ一昔今同

石井テレヲ出立セラヌニ甘

同氏着衣ノ上ハ伊久保

詣リ懇ヒ可申存存ハ 百其ノ

昂ノ以春奉送ニ 何止交

如斯ノ以中云ハ

大正五年 母ノ敬告

八月五日

左連大和おすんニ

押川方義

侯爵附

其ノ日ノ一日モ早カシク大

仕込 川島、石本両氏ノ關係

了頃ニ致テハ帰京ノ上馳

言上仕ルニク存存ハ一其ノ今回

石本テシテ出立也ト云ハニ甘

同氏着有京ノ上ハ伊ノ不拜

詣リ馳ヒ可申存存ハ 百其ノ

昂ノ以是奉送ニ 何止交

如斯ノ以云云

大正五年

母ノ敬告

八月五日

左連大和右云云

押川方義

侯高附

大隈重信殿閣下